

北海道手術医学研究会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は「北海道手術医学研究会」と称する。

第2条（目的）

本研究会は、手術室の診療・業務の質と効率を高めること、周術期医学研究の向上を踏まえ、学術的あるいは技術的な検討をすることを目的とする。

第3条（事業）

本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

2. 年1回の講演会の開催と記録保存。
3. 会員相互の連絡及び交流。
4. その他本研究会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

第4条（会員）

本会の目的に賛同する医療従事者で、世話人会の承認を得た者とする。

第3章 役 員

第5条（役員）

本研究会は次の役員を置く。

2. 代表世話人 1名
3. 世話人 数名
4. 会計監査 1名
5. 事務局代表 1名

第6条（選任）

本研究会の役員は次の各項によって選任される。

2. 代表世話人は、世話人会において世話人より選任される。
3. 世話人は、自らその意志を代表世話人に表明したものについて、世話人会で選任する。
4. 会計監査は、世話人会により選任される。
5. 事務局代表は、世話人会により選任される。

第7条（任期）

本研究会の役員任期は2年とし、重任及び再任を妨げない。

第8条（職務）

本研究会の役員は、次の職務を遂行する。

2. 代表世話人は、本研究会を代表するとともに運営を統括する。
3. 世話人は世話人会を組織し、本研究会の維持と発展に努める。
4. 会計監査は、会計を監督する。
5. 事務局代表は、事務局の業務を統括する。

第9条（報酬）

本研究会の役員は無報酬とする。

第4章 世話人会

第10条（規定）

本研究会は研究会の円滑な運営を目的に、世話人会を設置する。

2. 世話人会は、世話人によって構成する。
3. 代表世話人は定期または必要に応じて世話人会を招集する。
4. 世話人会を議長は代表世話人が行う。
5. 事務局代表及び事務局代表代行は、議事録作成のため世話人会に出席する。

第11条（顧問）

本研究会は研究会の円滑な運営を補佐していただく顧問を置くことができる。

2. 本研究会の顧問は無報酬とする。

第5章 会計

第12条（収入）

本研究会の事業遂行に要する経費は、参加費、広告掲載費、展示費、協賛金及びその他の収入をもって支弁する。

2. 参加費は1,000円とするが、開催内容によっては世話人会で別途定める。

第13条（会計報告）

本研究会の収支は代表世話人が世話人会で報告し、監査を受け、その承認を経た後に公開する。

2. 本研究会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

第14条（設置と執務）

本研究会の事務局は、代表世話人の所属する施設内に置く。

2. 事務局は開催事業の準備、名簿作成・保管、世話人会議事録作成・保管、研究会開催記録保管、収支報告を行う。
3. 代表世話人の任期満了後は速やかに事務局を移管し、円滑な運営を図る。

第7章 補 則

第15条（参加費の改定）

本研究会の参加費は世話人会で改定が行える。

第16条（細則）

本研究会の運営に必要な細則は、世話人会により別途定めることができる。

第17条（会則の改定）

本会則の改正は、世話人会の議決を要する。

第18条（会則の施行）

本会則は2010年9月1日より施行する。